

枚方市立中学校の通学区域制度の弾力的運用について

保護者の皆様には、平素より、本市の教育活動にご理解・ご支援をいただきありがとうございます。

今年度の弾力的運用を以下のとおり実施します。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

※通学区域制度とは 「枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程」に基づき、児童生徒の居住地によって就学すべき小学校または中学校を指定する制度です。

※通学区域制度の弾力的運用とは 同じ小学校から別々の中学校が指定校になっている、指定校に希望する部活動がないなどの個別の事情により、指定校（通学区域制度により教育委員会が指定する中学校）の変更の申出をすることができる制度です。（学校を自由に選択できる制度ではありません。）

弾力的運用による指定校変更は、以下の事由のいずれかに該当されたときに認められます

1. 自宅から指定校の正門までの直線距離（距離Aとする。）が1.2kmを超え、かつ、自宅から正門までの直線距離が距離Aの半分未満の枚方市立中学校を希望するとき
2. 特定の部活動への入部の意思があり、特定の部活動が有る学校を希望するとき
 - ・本来の指定校に特定の部活動がない場合に限ります。部活動の状況などは理由として認められません。
 - ・原則、指定校に隣接する学校に限ります。
 - ・申出期間までの部活動の見学と、申請時に入部誓約書の提出が必要です。
3. 小学校在学中に指定校を変更しており、在学している小学校の接続中学校を希望するとき
4. 在学している小学校の接続中学校が複数に分かれており、指定校以外の接続中学校を希望するとき

手続きには10月の相談期間と12月の申出期間の2回ともお越しいただく必要があります

1. 10月相談期間（10月20日～23日、25日。いずれも10時～12時、15時～17時）※日曜日は実施しません。

相談で理由をお聞きした後に、就学指定校変更申出書をお渡しします。相談に来られない場合、変更の申出ができませんので、希望される方は、必ずお越しください。

※事情により相談期間にお越しいただけない場合は、相談期間終了までに必ず下記担当部署にご連絡下さい。

2. 12月申出期間（12月1日～4日、6日。いずれも10時～12時、15時～17時）※日曜日は実施しません。

10月の相談に来られた方のみ申出ができます。12月の申出期間を過ぎてからの申出はできません。弾力的運用にかかる指定校の変更の申出をされる方は、必ずお越しください。

※事情により申出期間にお越しいただけない場合は、申出期間終了までに必ず下記担当部署にご連絡下さい。

〈その他注意事項〉

1. 申出者が受け入れ可能数を越えた学校は抽選になる場合があります。（公開抽選により決定します。）
2. 抽選は保護者が行い、児童の同伴は厳禁とします。
3. 10月の相談期間、12月の申出期間は、上記の弾力的運用による指定校変更の事由のみを受付します。それ以外の事由で指定校変更をご希望されたとしても受付できませんので、ご了承ください。